

重要な会計方針

| 項目 | 前事業年度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日 | 当事業年度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日 |
|--------------------------------|--|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>満期保有目的債券</p> <p>償却原価法</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>移動平均法に基づく原価法</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法に基づく原価法</p> | <p>満期保有目的債券</p> <p>同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> |
| 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 | <p>製商品、半製品</p> <p>総平均法に基づく原価法</p> <p>原材料</p> <p>総平均法に基づく原価法</p> <p>未着品</p> <p>個別法に基づく原価法</p> <p>貯蔵品</p> <p>総平均法に基づく原価法</p> <p>販売用不動産</p> <p>個別法に基づく原価法</p> | <p>製商品、半製品</p> <p>同左</p> <p>原材料</p> <p>同左</p> <p>未着品</p> <p>同左</p> <p>貯蔵品</p> <p>同左</p> <p>販売用不動産</p> <p>同左</p> |
| 3 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価方法 | <p>時価法</p> | <p>同左</p> |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、給油所建物については、過去の実績を勘案した経済耐用年数の 15 年によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用</p> <p>均等償却しております。</p> | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(3) 長期前払費用</p> <p>同左</p> |

| | | | | | | |
|-------------------------|---|---|-------|----------|-----|--|
| | <p>なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> | | | | | |
| 項目 | <p>前事業年度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日</p> | <p>当事業年度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日</p> | | | | |
| 5 繰延資産の処理方法 | <p>—————</p> | <p>社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> | | | | |
| 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務については、決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> | <p>同左</p> | | | | |
| 7 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。 a 一般債権 貸倒実績率法によっております。 b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。</p> <p>(2) 特別修繕引当金 消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用の当期対応額を計上することにしております。</p> <p>(3) 投資評価引当金 関係会社に対する投資損失に備えるため、各社の財政状態並びに将来の回復見込等を勘案し、関係会社株式に対する損失見込額を計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 特別修繕引当金 同左</p> <p>(3) 投資評価引当金 同左</p> | | | | |
| 8 リース取引の処理方法 | <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> | <p>同左</p> | | | | |
| 9 ヘッジ会計 | <p>(1) ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件をみたす金利スワップについては、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">ヘッジ手段</td> <td style="text-align: center;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金利スワップ取引</td> <td style="text-align: center;">借入金</td> </tr> </table> | ヘッジ手段 | ヘッジ対象 | 金利スワップ取引 | 借入金 | <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> |
| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 | | | | | |
| 金利スワップ取引 | 借入金 | | | | | |

| | 原油・製品先物 取引 | 原油・製品の売 買取引 | |
|----------------------------|--|--|--|
| 項目 | 前事業年度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日 | 前事業年度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日 | 当事業年度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日 |
| 10 その他の財務諸表作成の ための重要な事項 | <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性の評価方法</p> <p>ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(1) 退職給付会計に係る会計処理方法</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異 22,111 百万円については、5 年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により、翌期から費用処理しております。</p> <p>また、年金資産の額が退職給付債務から会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を減額した額を超えるため、当該超過額は投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式によっております。</p> | <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性の評価方法</p> <p>同左</p> <p>(1) 退職給付会計に係る会計処理方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p> | |
| 項目 | 前事業年度 自 平成 13 年 4 月 1 日 | 前事業年度 自 平成 13 年 4 月 1 日 | 当事業年度 自 平成 14 年 4 月 1 日 |

| | 至 平成 14 年 3 月 31 日 | 至 平成 15 年 3 月 31 日 |
|--|-----------------------------------|---|
| | <p>(3) _____</p> <p>(4) _____</p> | <p>(3) 自己株式及び法定準備金取崩等に関する会計基準 (会計処理の変更) 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 2 月 21 日 企業会計基準第 1 号) が平成 14 年 4 月 1 日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度末における貸借対照表の資本の部につきましては、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(4) 1 株当たり当期純利益に関する会計基準等 (会計処理の変更) 「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準第 2 号) 及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準適用指針第 4 号) が平成 14 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針の適用に伴う影響については、(1 株当たり情報) 注記事項に記載のとおりであります。</p> |